

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第8号

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「担当課長補佐又は」を削り、同条第4項中「、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長」を削る。

第2条第4項中「、担当課長補佐」を削り、同条第5項を削る。

第3条第2項及び第3項中「、担当課長補佐」を削る。

第4条第2項中「課長補佐、担当課長補佐又は」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)